

別表 道路位置指定申請添付書類（第7条、第10条関係）

添付 順序	添 付 図 書	備 考
1	(イ) 新規申請の場合 道路位置指定申請書 （細則様式第8号） (ロ) 変更又は廃止申請の場合 道路位置指定の変更等申請書 （細則様式第10号）	1 申請者は、原則として指定（変更、廃止）に係る土地の所有者の中の1人とする。こと。 2 申請者が法人の場合は、法人の名称及び代表者氏名を記入し、法人の代表印を押印すること。 3 道路敷も含めて指定を受ける場合は2段書きとし、幅員が異なる場合は異なるごとに記入すること。
2	付近見取図（S：1/2,500程度）	申請部分が明確に分かれるように道路、建物、目標となる物件及び方位等を記入すること。
3	土地利用計画平面図 （S：1/250程度）	1 下記事項について明記すること。 (1)方位、延長、幅員及びすみ切り並びに転回広場の寸法 (2)接続道路の種類及び寸法 (3)排水施設の位置及び寸法（放流先までの経路を含む） (4)関係宅地の区画割、区画面積、土地の高低その他擁壁の位置等、地形上特筆すべき事項 (5)位置指定予定道路に水路及び里道を含む場合は、その位置及び寸法 (6)関係宅地の周囲に2mを超えるがけが存在する場合は、がけの高さの1.5倍の距離を離れた位置（がけライン） 2 位置指定予定道路に接する宅地に既存建築物が存在する場合は、道路斜線図など建築基準関係規定に抵触しないことを確認した図書を添付すること。 3 変更及び廃止の場合は、それ以前の土地利用計画平面図を添付すること。
4	丈量図（S：1/250程度） （廃止の場合を除く）	位置指定予定部分の土地の面積を、字図の単位（筆）ごとに求めること。
5	縦横断面図（S：1/250程度） （廃止の場合を除く）	位置指定予定道路及び関係宅地部分について作成し、がけ及び擁壁等がある場合はその位置及び寸法を明記すること。
6	構造図（S：1/50程度） （廃止の場合を除く）	位置指定予定道路部分及び排水施設について作成し、その他必要と思われる部分についても作成すること。
7	地籍図	1 位置指定予定道路部分は、他の土地と分筆すること。 2 所轄の法務局に備付けの地図（字図）から関係宅地の周辺までを転写し、転写法務局名、転写年月日、転写者氏名を記入し、押印すること。 3 位置指定予定道路を朱線で囲むこと。 4 法42条第2項の規定による道路に接続する場合は、道路後退部分も分筆すること。

8	<p>土地の現在事項証明書（土地登記簿謄本） ※副本は写しでも可。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 分筆後の位置指定予定道路部分の土地の登記事項証明書（謄本）（発行日より3ヶ月以内のもの）を添付すること。 2 既存の位置指定道路に接続する場合は、既存部分の登記事項証明書（謄本）も添付すること。 3 変更及び廃止の場合は、道路でなくなる部分及びそれに接する土地の登記事項証明書（謄本）も添付すること。
9	<p>承諾書及び誓約書（正副とも原本とする。）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 承諾書の内容は次のとおり <ol style="list-style-type: none"> (1) 承諾の住所、氏名、印 (2) 承諾年月日 (3) 承諾の地名地番 (4) 承諾の内容 2 誓約書の内容は次のとおり <ol style="list-style-type: none"> (1) 申請者の住所、氏名、印 (2) 誓約年月日 (3) 誓約の内容 	<ol style="list-style-type: none"> 1 承諾者は、位置指定予定道路部分の土地所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者並びに当該道を施行令第144条の4第1項及び第2項に適合するように管理する者を含む。 2 私道に接続する場合は、当該私道の所有者の承諾書を添付すること。 3 変更及び廃止の場合は、道路でなくなる部分及びそれに接する土地の所有者等の承諾書を添付すること。
10	<p>印鑑証明書 ※副本は写しでも可。 ※官公庁については公印を使用し証明書は不要。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 申請者及び承諾書及び誓約書に押印する印は全て印鑑登録したものであること。 2 発行日より3ヶ月以内のものであること。
11	<p>位置指定予定道路が公道に接続し、又は水路、里道等を含む場合の許可書等の写し</p>	<p>境界確認、使用又は占用許可、工事施工承認、工作物の設置許可など、公共施設の管理者と必要な手続を協議すること。</p>
12	<p>放流先排水路等の管理者の同意書の写し</p>	<p>排水路等の管理者と必要な手続を協議すること。</p>
13	<p>その他の土地利用に関する規制についての許可書等の写し</p>	
14	<p>完了写真及び隠ぺい部分の施工状況写真</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 工事完了後、起終点（縁石を含む。）、転回広場、側溝及び柵等の構造がわかるように撮影すること（すみ切り、幅員などはスタッフ等をあてて撮影すること。）。 2 写真撮影位置及び方向を示した位置図を添付すること。
15	<p>委任状</p>	<p>代理人によって道路位置指定の申請を行う場合は、当該代理人に委任することを証する書類</p>
16	<p>開発許可の要否協議記録（任意様式）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 位置指定予定道路延長（既存位置指定道路に接続する場合若しくは既存関係宅地に隣接した土地を関係宅地とする場合は既存部分の延長を含む。）が60m以上、又は市長が必要と認める場合は、事前に関係課と協議すること。 2 協議先・担当者、協議地（関係宅地を配置図に明記すること。）、協議内容等必要な事項を記載すること。